上杉輝虎願文　弥彦神社御宝前

永禄七年（1564）年六月廿四日付け願文。

居城春日山城の看経所に納めた同内容の自筆仮名書きの願文は、米沢の上杉神社に保存。

『大日本史料』9編910冊593頁より。

武田晴信悪行之事

一　伊縄戸隠小菅忩轉不備佛供油明事。

一　塚原陣之時。以駿河之曖無事。既驚神慮以誓詞申合龝翌日事。

一　於信州寺社神領。俗方出之佛法破滅之事。

一　武田無好所々ニ隣州隣部江懸望。無道之曖故敵味方共。堂社佛堂焼失事。是武田晴信過故之事。

一　信州之佛神氏子或滅之。或及窂道乞食所。今般於不被添佛力者。誰の可尊神慮哉事。

一　既直親武田信虎追出國。窂道為及乞食。失高義事。是佛神不可叶内證事。

一　當秋中武田晴信退治。輝虎於達本意者。寺社神領堂社佛堂如前々及心通相稼可申付者也仍如件。

永禄七年甲子六月廾四日　　　　上杉輝虎在判

彌彦御寶前

註　大日本史料総合データベース に釈文画像がある。
キーワード「晴信の悪行」で検索。